

宇都宮市委託業務成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市が発注する建設工事関係委託業務の成績評定（以下「評定」という。）を実施することにより、委託業務の的確な実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に寄与することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象とする委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 地質・土質調査共通仕様書に定める地質・土質調査業務及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務
- (2) 測量作業共通仕様書に定める測量業務及び用地調査等委託業務に係る用地測量業務
- (3) 設計業務共通仕様書に定める調査業務及び計画業務
- (4) 設計業務共通仕様書に定める設計業務
- (5) 建築工事業務委託標準仕様書に定める建築設計業務

2 評定は、1件の業務委託料が50万円を超える委託業務について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 監督員

監督員は業務担当係員で、宇都宮市契約規則（平成17年宇都宮市規則第12号）（以下「規則」という。）第44条に基づき指名された者をいう

(2) 総括監督員

総括監督員は業務担当係長（業務委託料が300万円以下の場合は、予算執行者に命ぜられた者）で規則第44条に基づき指名された者という

(3) 検査員

検査員は、規則第44条に基づき指名された者をいう

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 前項の評定を行う場合、検査の結果、委託業務成果品の手直しがあつた場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 評定は、宇都宮市委託業務検査規程（平成21年訓令第7号）様式第6号又は様式第6号の2の「委託業務成績調書」によって行うものとする。

- 4 評定点の算出は、別紙の「委託業務成績評定審査項目別運用表」を用いて行うものとする。
- 5 評定の結果は、別記様式第 1 の委託業務成績採点表（以下「採点表」という。）に記録するものとする。

（評定結果の報告）

第 5 条 評定者は、宇都宮市委託業務検査規程（平成 21 年訓令第 7 号）第 15 条の委託業務の成績評定に基づき評定をおこなったときは、「委託業務成績調書」「委託業務成績評定点採点表」「委託業務成績評定審査項目別運用表」の写しを速やかに検査室長に提出するものとする。なお、請負金額が 300 万円以下の委託業務にあつては、所管課長（以下「検査担当課長」という。）に提出するものとする。

（評定の集計等）

第 6 条 検査室長は、提出を受けた評定を取りまとめ、その結果を毎年度、副市長及び所管部長並びに契約課長に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第 7 条 検査室長（300 万円以下の業務委託にあつては検査担当課長）は、評定者から第 5 条の評定結果の報告を受けたときは、別に定める「宇都宮市業務委託成績評定結果通知実施要領」（以下「通知要領」という。）に基づき、速やかに当該委託業務の評定点を受注者に通知するものとする。

（説明請求）

第 8 条 第 7 条による通知を受けた者は、通知要領の規定に基づき書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 検査室長・検査担当課長は、前項により説明を求められたときは、通知要領の規定に基づき書面により、回答するものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項の事項については、第 7 条の通知において教示するものとする。

（再説明請求）

第 9 条 前条 2 項による回答を受けた者は、通知要領の規定に基づき書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

- 2 検査室長・検査担当課長は、前項により説明を求められたときは、通知要領の規定に基づき書面により、回答するものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項の事項については、第 8 条第 2 項の回答において教示するものとする。

(評定の修正)

第10条 検査室長・検査担当課長は、第8条及び第9条の説明請求並びに再説明請求のあった後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

附 則

(施行期日) 本要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日) 1 本要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置) 2 本要領施行日前に契約が締結された委託業務に係る成績評定については、
なお従前の例による。